

産業廃棄物処理委託契約書（収集・運搬・処分用）

排出事業者（発注者）

所在地 広島県東広島市西条町上三永10759番地2
氏名 広島中央環境衛生組合
管理者 高垣 廣徳

運搬・処理・処分業者（受注者）

所在地
氏名

上記排出事業者（以下「発注者」という。）と運搬・処理・処分業者（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬・処分を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に行うため、次のとおり契約を締結する。この契約の成立を証するために、契約書2通を作成し、発注者・受注者は各々記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

第1条（法の順守）

発注者・受注者は、収集運搬処分業務の遂行に当たって法その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

発注者が受注者に収集運搬処分を委託するPCB廃棄物の種類、数量及び契約金額は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	数量	契約金額
低濃度PCB廃棄物：895kg＋採取用具2組 ①300kVA変圧器：795kg 絶縁油含有PCB量：24mg/kg, 185ℓ ②20kVA変圧器：100kg 絶縁油含有PCB量：41mg/kg, 25ℓ	一式	

2 履行期間は契約締結日から令和7年3月25日までとする。

3 発注者の排出事業場は次のとおりとする。

名称：竹原クリーンセンター

所在地：広島県竹原市福田町3891番地1

4 PCB廃棄物の収集運搬処分の許可に係る受注者の事業範囲は以下の通りであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可書の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があった時は、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：許可証のとおり

許可の有効期限：許可証のとおり

事業範囲：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：許可証のとおり

◎処分に関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

許可を受けた産業廃棄物の種類：許可証のとおり

許可都道府県・政令市：許可証のとおり

許可の有効期限：許可証のとおり

事業範囲：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：許可証のとおり

- 5 受注者は、発注者から委託された前項のPCB廃棄物を、発注者が指定する次の最終目的地に搬入して、最終処分及び再資源化を実施する。

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所：

許可の有効期限：

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

事業場の名称：

所在地：

- 6 積替保管について、受注者は、発注者から委託されたPCB廃棄物の積替えは行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

発注者は、PCB廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。

- (1) PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - (2) 通常の保管状態の下での腐食、揮発等PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
 - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - (4) その他PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託するPCB廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 発注者は、委託するPCB廃棄物の産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) の記載

事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者はPCB廃棄物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、PCB廃棄物を引き取ることとする。

第4条（業務実施計画書）

受注者は、この契約を締結した日から14日を経過する日（発注者が別に定めた場合にあつては、当該期限）までに、仕様書等に基づいて業務実施計画書を作成し、これを発注者に提出して、その承認を得なければならない。ただし、発注者が当該提出を要しない旨の通知をしたときは、この限りでない。

- 2 発注者は、前項本文の規定により業務実施計画書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、これを受理した日から7日以内に、受注者に対して、その修正を求めることができる。
- 3 第1項本文の規定により提出のあつた業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 4 前3項の規定は、変更契約を締結したときについて準用する。

第5条（担当職員）

発注者は、委託業務を担当する職員（以下「担当職員」という。）を置いたときは、速やかに、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

- 2 担当職員は、この約款の規定により発注者の権限とされた事項のうち発注者が必要と認めて委任したもののほか、仕様書等の定めるところにより、次に掲げる事項を行う権限を有する。
 - (1) 委託業務に係る受注者（受注者が第6条第1項の規定により委託業務実施責任者を発注者に通知した場合にあつては、その者。第3号において同じ。）に対する指示
 - (2) この約款の規定及び仕様書等の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議
 - (4) 委託業務の進捗の確認、仕様書等の内容と委託業務の実施内容との照合その他契約の履行状況の監督

第6条（委託業務実施責任者）

受注者は、委託業務の実施の管理として次に掲げる事項を行う者（以下「委託業務実施責任者」という。）を定めたときは、遅滞なく、その者の氏名その他発注者が必要と認める事項を発注者に通知しなければならない。委託業務実施責任者を変更したときも、同様とする。

- (1) 受注者の使用人に対する指揮監督
 - (2) 仕様書等に定めのない事項の実施に係る承諾
 - (3) その他契約の履行のために必要な事項
- 2 発注者は、前項の規定による通知があつたときは、委託業務の実施に関する指示、通知その他の行為は、受注者又は受注者の選任した委託業務実施責任者に対して行うものとする。

第7条（発注者及び受注者の責任範囲）

受注者は、発注者から委託されたPCB廃棄物を、その取外し作業の開始から、第2条第5項に規

定する運搬の最終目的地における処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者または第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において、受注者または第三者に損害が発生した場合に、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は発注者において賠償する。
- 4 発注者及び受注者は、委託業務の実施に際して第三者との間に紛争が生じたときは、相互に協議して、その解決に当たるものとする。

第8条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託されたPCB廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。

第9条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第10条（委託業務終了報告）

受注者は発注者から委託されたPCB廃棄物の運搬が終了した際は、直ちにマニフェストB2票を発注者に送付しなければならない。また、処分業務が完了した際は、直ちにマニフェストD票及びE票を添えて業務完了届を発注者に提出しなければならない。

第11条（検査）

発注者は、前条の規定による業務完了届の提出を受けたときは、仕様書等に定めるところにより、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて委託業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知（口頭によるものとする。）しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、受注者の立会いを求めないで当該検査を行うことができるものとする。

- 2 受注者は、正当な理由がなく前項の検査に立ち会わなかったときは、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。
- 3 第1項の検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第1項の検査により委託業務の完了を確認した場合において、受注者が委託業務実施報告書、記録簿その他の書類の引渡しを申し出たときは、直ちに、その引渡しを受けなければならない。
- 5 受注者は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、委託業務の全部若しくは一部を再び実施し、又は修補その他発注者が必要と認める措置をとって、再度第1項の検査を受けなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。

第12条（委託料金の支払い）

発注者の委託するPCB廃棄物の収集運搬処分業務に関する委託料金は、第2条第1項で定める金額とする。

2 発注者は、受注者から業務完了届を受け取った後、前条に定める完了検査に合格し、受注者から適正な請求書が提出されて30日以内に、受注者に対して委託料金の報酬を支払う。

第13条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第14条（遅延利息）

受注者は、その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができなかつたときは、発注者に対し、損害金を支払わなければならない。

2 前項の損害金の額は、履行期間の末日（履行期間がその末日の午後12時をもって満了する場合は、その翌日）から委託業務を完了した日までの日数に応じ、当該履行の遅滞に係る部分の委託料に相当する額として発注者が定める額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第12条第2項の規定による委託料の支払が同項の期限までになかつたときは、発注者に対し、当該期限の翌日から支払のあつた日までの日数に応じ、当該支払が遅延した金額につき、算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第15条（内容の変更）

委託料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等の事情により不相当となった時は、発注者・受注者の双方の協議によりこれを改定することができる。

2 発注者または受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額、履行期間または数量が変動する場合は、発注者と受注者が協議のうえ、変更契約書を締結する。

第16条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第17条（契約不適合責任）

発注者は、委託業務の成果が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、委託業務の履行の追完を請求することができる。

2 前項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求

することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことがあきらかであるとき。

4 発注者は、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として履行の追完、代金の減額、損害賠償及び契約の解除を請求することができない。

第18条（契約の解除）

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項にいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、発注者または受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けたPCB廃棄物の処理が未だ完了していないものがあるときは、受注者または発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

受注者は、契約解除された後も、そのPCB廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っているPCB廃棄物についての収集・運搬・処分業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理のPCB廃棄物を、発注者の費用をもって当該PCB廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者の元へ運搬したうえ、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第19条（発注者の催告によらない解除権）

受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪により刑に処せられたとき。
- (2) 役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務委託に係る契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に協力し、若しくは関与している者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等（暴力団及び暴力団員等が経営を実質的に支配し、又はこれに関与していると認められる法人、組合その他の団体をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団

員等に資金その他の財産上の利益を提供し、又はこれらのものに便宜を供与することにより、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団等、暴力団員等、又はこれらのものが経営若しくは運営に実質的に関与し、若しくはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合その他の団体であることを知りながら、これらのものの威力を利用していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 受注者の生計の維持又は経営に暴力団等又は暴力団員等の実質的な関与があると認められるとき。
- (7) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第2号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第20条（契約が解除された場合の違約金）

第18条又は前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、違約金として、委託料の額の10分の1に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 発注者は、前項に規定する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしているときは、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。
- 3 前2項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 受注者は、第18条又は前条の規定により発注者が契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

第21条（専属的管轄裁判所の合意）

この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第22条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上